

次期総合計画策定に係る基礎調査等支援業務委託仕様書

1 委託業務名

次期総合計画策定に係る基礎調査等支援業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の目的

令和5年10月、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画（2023年策定版）」を策定し、令和8年度末に期間終了を迎える。

急激に変化する社会経済情勢や多様化する県民ニーズに的確に対応する新たな総合計画を令和9年度に策定するため、その基礎資料となる調査・分析を行うものである。

4 業務内容

本業務は、次期総合計画策定に向けた基礎調査等の支援業務として、以下の内容を実施するものとする。

(1) 基礎調査の実施・分析

現在の山梨県の状況及び特性について、県の施策や国や社会の最新動向、全国の社会経済状況等を踏まえ、調査や整理・分析を行う。

(2) 人口・経済・財政・社会保障等に関する長期推計・分析

人口、経済、財政、社会保障等の各分野について、相互の関連性も踏まえ、全国及び本県の長期的な推計・展望を整理し、分析を行う。

(3) 県民意識調査結果の分析

山梨県が別途実施した「令和7年度県民意識調査（※）」の調査結果を使用し、本県の現状と課題について分析を行う。

(4) 県の将来像の提案

(1) から (3) の分析結果を踏まえ、社会・経済・技術・環境等のマクロトレンド及び外的リスクを考慮し、山梨県の強み・課題を踏まえた複数の将来像を整理・分析し、提案を行う。

(5) 報告書の作成

(1) から (4) までの内容を取りまとめ、令和8年10月末までに中間報告を提出する。

山梨県と協議の上、委託期間内の県が指定する日までに、次期総合計画に活用できる形で報告書を提出する。報告書は、グラフや表の活用により視覚的に見やすく、分かりやすいものとする。

また、本業務の実施に当たっては、現計画策定以降に顕在化している、物価高騰、人口減少及び少子高齢化に伴う社会の構造変化、気象変動に伴う影響や災害の頻発化、国際情勢の不安定化などの課題を踏まえるものとする。

なお、次期総合計画においては、多様化する県民ニーズや社会情勢の急激な変化に的確に対応し、的確な根拠データに基づき、山梨県の強みを活かした将来の姿を描く必要があることから、社会・経済・技術・環境等のマクロトレンド分析や、人口減少、産業構造、気象変動、国際情勢等に関するシナリオ分析を想定した提案を行うものとする。

(※) 次のホームページに掲載 [山梨県／県民意識調査](https://www.pref.yamanashi.jp/seisaku/kenminishikichousa.html)

URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/seisaku/kenminishikichousa.html>

5 成果品

本業務に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上、決定する。

(1) 提出物

①報告書

②参考資料（統計データ、収集・作成・整理した図表、グラフ、イラスト、写真等）

(2) 提出方法

windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納し、電子データを1部提出すること。

データは基本的に編集可能な形式（MS-word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）及び印刷可能な解像度の PDF 形式で納入すること。

(3) 著作権

本業務の実施で得られた成果品及び資料等に係る著作権は山梨県に帰属するものとし、山梨県は、次期総合計画その他の発行物及び WEB サイト等において、当該成果品を無償かつ制限なく利用、編集、改変、公表及び二次利用することができるものとする。

6 業務上の留意事項

(1) 受託者は、具体的な業務内容や進め方等について県の求めに応じて県の意見を聴取するとともに、県は本業務の実施に関して受託者に必要な指示を行うことができる。

(2) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(3) 受託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 成果品及び資料等について、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

- (5) 委託業務の成果物に使用する統計データ、図表、グラフ、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。この場合においては、山梨県による成果品の利用、編集、改変、公表、二次利用等の利用態様を含めた利用が可能となるよう、当該第三者から必要な利用許諾の取得その他の手続きを行うものとする。
- (6) 著作権、肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (10) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、山梨県の承諾を得るものとする。

【問い合わせ先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（本館3階）

山梨県高度政策推進局 政策調整グループ

電話：055-223-1553

FAX：055-223-1776

メールアドレス：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp